

議案第13号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、平成26年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、議員の期末手当の改定及び議員の内国旅行の場合の日当制度を廃止するに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第13号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

別表中日当（1日につき）の欄を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。